

2025年5月23日

各位

会社名 株式会社ミライト・ワン
 代表者 代表取締役社長 中山 俊樹
 (コード番号: 1417 東証プライム)
 問合せ先 取締役総務人事本部長 脇本 祐史
 (電話番号 03-6807-3111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月25日開催予定の第15回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 2026年春に予定する東京都港区への本社移転に伴い、現行定款第3条（本店の所在地）の変更を行うものであります。
- 取締役会の運営について、柔軟な対応を可能とするため、現行定款第23条（取締役会の招集権者および議長）に定める招集権者及び議長を、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更を行うものであります。
- 上記①に関連し、2026年6月に開催予定の第16回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずる旨の附則を追加します（本店移転の効力発生日経過後、削除します）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都<u>江東区</u>に置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>附則 新設</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項</u>において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>附則</p> <p>第2条 1. <u>第3条（本店の所在地）の変更は、2026年6月に開催予定の第16回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月25日（予定）
 定款変更の効力発生日 2025年6月25日（予定）

以上